

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容	助成額 () は中小企業以外の額
1 正社員化コース 有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (22.5万円) ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）： 1人当たり 40万円 (30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円 (7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
2 人材育成コース 有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練：最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合）：最大 50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
3 処遇改善コース 有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① 全て又は一部の賃金規定等（基本給）を増額改定 させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③ 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用 した場合	①賃金規定等改定 ・全ての賃金規定等を2%以上増額改定： 対象労働者数が、 1～3人： 10万円 (7.5万円) 4～6人： 20万円 (15万円) 7～10人： 30万円 (20万円) 11～100人： 3万円 (2万円) ×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定： 対象労働者数が、 1～3人： 5万円 (3.5万円) 4～6人： 10万円 (7.5万円) 7～10人： 15万円 (10万円) 11～100人： 1.5万円 (1万円) ×人数 ※中小企業において3%以上増額した場合、 ・全ての賃金規定等改定：1人当たり14,250円<18,000円>加算 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり7,600円<9,600円>加算 <>は生産性の向上が認められる場合の額 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり 40万円 (30万円) ・共通の賃金規定等の導入・適用：1事業所当たり 60万円 (45万円) ③短時間労働者の労働時間延長 ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合： 1人当たり 20万円 (15万円) ・上記「①賃金規定等改定」と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合： 1時間以上2時間未満： 4万円 (3万円) 2時間以上3時間未満： 8万円 (6万円) 3時間以上4時間未満： 12万円 (9万円) 4時間以上5時間未満： 16万円 (12万円)

◆生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

＜事業主＞

＜労働局・ハローワーク＞

＜ジョブ・カードセンター＞

キャリアアップ計画の
作成・提出

キャリアアップ計画
の作成援助・確認

人材育成コース以外
(表面1、3)

人材育成コース
(表面2)

訓練計画届
の作成

訓練カリキュラムの
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の
確認

訓練実施に関する
相談・援助

支給申請

支給審査
支給決定

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。